

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画変更年度	平成 2 3 年度
	平成 2 6 年度
	平成 2 8 年度
	平成 2 9 年度
	令和 2 年度
	令和 5 年度
計画主体	富士川町

富士川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 富士川町役場 産業振興課
所 在 地 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1 1 3 4 番地
電 話 番 号 0 5 5 6 - 2 2 - 7 2 0 2
F A X 番 号 0 5 5 6 - 2 2 - 5 2 9 0
メールアドレス sangyou@town.fujikawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、アライグマ、カラス、ハクビシン、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	富士川町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	果樹	14 a 170千円
	野菜	18 a 990千円
	いも類	15 a 556千円
	水稻	7 a 70千円
計		54 a 1,786千円
イノシシ	野菜	9 a 410千円
	いも類	8 a 260千円
	水稻	24 a 440千円
計		41 a 1,110千円
ニホンジカ	野菜	2 a 32千円
	水稻	6 a 120千円
計		8 a 152千円
カラス	野菜	2 a 65千円
	いも類	3 a 75千円
	水稻	2 a 15千円
	果樹	3 a 110千円
計		10 a 265千円
ハクビシン	目撃情報 家屋侵入等の生活環境被害	具体的なデータはない
ツキノワグマ アライグマ アナグマ	目撃情報	具体的なデータはない

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害地域	被害時期
ニホンザル	菴米、平林、小室、高下、本町、中部、五開	4～11月までの播種期から収穫期
イノシシ	最勝寺、菴米、平林、小室、高下、本町、中部、五開	5～12月までの播種期から収穫期
ニホンジカ	平林、小室、高下、本町、中部、五開	5～10月までの播種期から収穫期
ツキノワグマ	小室等の山間部	主に収穫期
ハクビシン	町内全域	主に繁殖期である春から夏の時期
アライグマ アナグマ	町内全域	主に収穫期
カラス	菴米、平林、小室、高下、本町、中部、五開	4～12月までの幼果期から収穫期

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ニホンザル	54a 1,786千円	48.6a 1,608千円
イノシシ	41a 1,110千円	36.9a 999千円
ニホンジカ	8a 152千円	7.1a 137千円
カラス	10a 265千円	9 a 238千円
合計	113a 3,313千円	101.6a 2,982千円
ツキノワグマ ハクビシン アナグマ	目撃情報等はあるがデータはない	被害が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
アライグマ	目撃情報等はあるがデータはない	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【個体数調整及び有害駆除】 ・ 猟友会に委託し、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき管理捕獲事業を実施。 ・ 被害地域の要望を受けながら、猟友会等と協力した有害捕獲活動を実施。	・ 猟友会員が高齢化により減少し、従事者不足が深刻な状況にあるため、新規会員の確保が課題。
	【捕獲体制の整備】 ・ 猟友会の組織強化を図るため、捕獲報償金等、捕獲活動へ支援をしている。 ・ 小型捕獲機を被害者や猟友会に貸与し、捕獲を実施。	・ 捕獲数の増加が見込まれるため、予算の拡充等が必要。 ・ 檻、わな、大型の囲い等々の効果的な捕獲機材の購入や技術の情報収集が必要。
防護柵の設置等に関する取組	・ 中山間地域総合整備事業（国55%、県30%、町15%） - 平成28年度 平林地区に設置 - 平成28年度 穂積地区に設置 - 平成29年度 平林地区に設置 - 令和1年度 平林地区に設置 ・ 農業基盤整備促進事業（国55%、県0.5%、町45.5%） - 平成27年度 畔沢地区に設置 - 平成28年度 畔沢地区に設置 - 平成29年度 畔沢地区に設置 ・ 農地環境整備事業（国55%、県30%、町15%） - 平成28年度 鹿島、鳥屋地区に設置 - 令和2年度 鳥屋地区に設置 ・ 県単土地改良事業（鳥獣害防除事業）（県30%、町70%） - 平成30年度 鬼島地区に設置 - 平成31年度 鬼島地区に設置 ・ 経営体育成基盤整備事業（国55%、県27.5%、町17.5%） - 令和4年度 土録・鰯沢地区に設置 ・ 町単鳥獣害防除施設設置補助事業（町70%） - 平成29年度 最勝寺、菰米、小室、平林地区に設置 - 平成30年度 菰米、小室、平林地区に設置 ・ 防護柵設置のための里山の雑木林の刈払い、下草刈りの実施。 ・ ニホンザル等に対し、ウルフピー及びロケット花火等を使用した追払いの実施。 ・ 猟友会等と協力した追払いを実施。	・ 防護柵については、ニホンジカ及びイノシシへの効果は見られるが、ニホンザルは防護柵を飛び越えてくるため対策が必要。 ・ 既設の柵について、地元住民による維持管理の徹底。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・ 放任果樹のもぎ取りの実施。 ・ 耕作放棄地の管理を行い、農地への出没しにくい環境を作り出す。	・ 猟友会員が高齢化により減少し、従事者不足が深刻な状況にあるため、新規会員の確保が課題。耕作放棄地の増加が課題。
----------------------------------	---	---

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

1 組織体制の整備 被害の軽減を目指し、現在設置している協議会の活動をより展開させるとともに、目標達成に向け各関係機関との関係強化を図る。 2 取組内容 (1) 個体数調整及び有害捕獲 ・ 捕獲機材については消耗品であるため、継続して購入し順次整備を行うとともに、近年、ハクビシンが繁殖のため人家に侵入するなどの生活環境被害が増加していることから、小型捕獲機材の充実を図る。 ・ ニホンザルに関しては、囲いわなの設置を行い、防除対策を行う。 ・ 狩猟者も年々高齢化により減少傾向にあることから、捕獲の担い手確保及び人材の育成に取り組むなど捕獲体制の整備及び充実を図る。 (2) 被害防除 ・ 侵入防止柵の整備に関しては、今後の被害状況・被害動向等を検証し、整備に向けて具体的に取り組んでいく。 ・ 町が補助している簡易電気柵等の設置については、個人の被害防止対策として有効であるため積極的な推進を行う。また、電気柵設置の際、感電防止にあたっての注意看板の設置等の指導も併せて行う。 ・ カラス等の防除対策に関しては、追払いを継続して実施する。 ・ 新たな防除技術に関しては、情報の提供や導入にあたっての協議及び検討を積極的に行う。

・情報の共有化や被害状況の実態を把握するため、被害状況調査に取り組む。 ・防止柵の点検活動については、耕作者による点検を行うよう指導する。 (3) 生息環境管理 ・放任果樹等のもぎ取り及び被害を受けた農作物を畑に放置しないよう指導する。
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲及び有害捕獲を猟友会に委託。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5 6 7	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ アライグマ ハクビシン アナグマ カラス	・捕獲機材を導入する。 ・捕獲者の高齢化が進んでいるため、新規に狩猟免許(わな、銃)を取得する際に係る費用を補助し、猟友会への加入を促進する。 ・猟友会との連携強化。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカについては、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施する特定鳥獣適正管理事業による捕獲計画数との調整を図り、状況に応じた実数を捕獲数とする。 カラスについては、過去の農作物被害発生状況や有害鳥獣捕獲実績等を勘案し、実情にあった捕獲数を設定する。また、気候や地域の状況変化等も考慮し、各年度に捕獲計画数を再検討する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	各年度：管理捕獲50頭、有害捕獲10頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況により捕獲を勘案し再検討。）		
イノシシ	各年度：管理捕獲50頭、有害捕獲10頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況により捕獲を勘案し再検討。）		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲250頭、有害捕獲20頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況により捕獲を勘案し再検討。）		
ツキノワグマ	必要最小限とし、学習放獣を前提とする。		
アライグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する。		
ハクビシン	各年度：有害捕獲20頭		
アナグマ	被害及び目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する。		
カラス	各年度：有害捕獲10羽		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・ 出没状況や農家からの被害報告等の情報をもとに、猟友会が捕獲駆除を行う。（ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ） ・ ニホンザル、イノシシ、ニホンジカは、箱わな、囲いわな、くくりわな、銃を使用し駆除を行う。 ・ 鳥類に関しては、駆除、追払いとする。（カラス） ・ ハクビシン、アナグマ、アライグマについては、被害及び目撃場所にお

いて箱わなで有害捕獲を実施する。

- ・アライグマについては、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき、捕獲を実施する。
- ・前年度の被害及び捕獲状況等を考慮し、管理捕獲の対象鳥獣であるニホンザル、イノシシ、ニホンジカにおいて有害捕獲を併用する中で取り組みを行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
富士川町	ハクビシン、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・活力ある農業・農村施設整備事業（梅又）	・実施未定	・実施未定

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・ 峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）による追払い活動等を実施する。 ・ ニホンザル等に対し、ウルフピー及びロケット花火等を使用した追払いの実施。	・ 峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）による追払い活動等を実施する。 ・ ニホンザル等に対し、ウルフピー及びロケット花火等を使用した追払いの実施。	・ 峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）による追払い活動等を実施する。 ・ ニホンザル等に対し、ウルフピー及びロケット花火等を使用した追払いの実施。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5 6 7	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・ 生息環境となる森林等を適切に整備する。耕作放棄地をなくすように、集落周辺の環境を整備し、野生鳥獣が侵入したり、定着したりしないような取り組みを積極的に行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富士川町	情報収集、住民への注意喚起、関係機関への連絡、捕獲等同行
警察署	現場での指示
峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）	追払い、捕獲の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの通報



富士川町 → 鯉沢警察署
→ 峡南猟友会各分会へ連絡。捕獲や巡回を依頼
→ 関係機関への連絡及び調整
→ 町民への周知及び広報（防災無線の活用等）

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

「山梨県管理捕獲実施要領」及び「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき捕獲後は適正に処理する。（ただし、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲したアライグマについては焼却処分とする。）

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ニホンジカ及びイノシシの食肉処理加工を行い、ジビエを販売している。
ペットフード	・実施なし。
皮革	・実施なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物等でのと体給餌、学術研究等)	・実施なし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

狩猟からの処理、食肉としての販売、消費までの処理を迅速に行い、安全性の確保を行っている。また、販売に至るまでの各段階において、記録の作成及び保存を行うよう努めている。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

衛生的な解体技術等の習得のため研修会を実施する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富士川町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
富士川町	協議会の運営、提言
山梨県峡南農務事務所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨県峡南林務環境事務所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨みらい農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言、指導
峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）	鳥獣被害防除対策への協力
農事会	情報提供と被害対策への協力
農業委員会	情報提供と被害対策への協力
区長	情報提供と被害対策への協力
日出づる里活性化組合	情報提供と被害対策への協力
平林活性化組合	情報提供と被害対策への協力
N A 穂積	情報提供と被害対策への協力
富士川まほろばの会	捕獲鳥獣のジビエとしての活用の実施

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県森林総合研究所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨県富士山科学研究所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨県総合農業技術センター	鳥獣被害防止に関する助言、指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成29年4月1日

活動内容：鳥獣の捕獲、追払い、鳥獣の生息状況や被害状況等の調査等

規模：40名

構成：峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）

- （注） 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域や中山間直接支払制度の協定組織等の団体にも共通認識を持ってもらい、幅広い協力を得る中で実施していく。

- （注） 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- （注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。